



連合キャラクター
ユニオニオン

3月、年度末で

コピピ?

連合なんでも労働相談ダイヤル
いこうよ れんごうに
0120-154-052

会社勤めの
パート・契約社員
・派遣社員も



公務の臨時・
非常勤職員も



年度末直前 解雇・雇い止めトラブル 連合なんでも労働相談 ～有期契約で働くあなたの相談に応じます～

企業の決算期や官公庁の年度末が間近です。
会社勤めのパート・契約社員・派遣社員の方、
公務の臨時・非常勤職員の方、

**3月末で解雇されたり、雇い止め
されるんじゃないか、そんな不安は
ありませんか。**

期間の定めのある契約で働いていると、
中途解約のトラブルもあります。

そんな不安を抱えたみなさん、組合員
**675万人の労働組合「連合」が
応援します。**電話の向こうには専門の相談員。
もちろん**秘密厳守。**

ひとりで悩むよりまず相談。いっしょに問題
解決、**よりよい職場をつくりませんか？**



パート・契約・派遣、 臨時・非常勤 などで働く みなさんへ!

まわりで
こんな話
ありませんか?



相談事例 ①

1年契約を繰り返し更新して何年も勤めています。最初は契約社員として1年間勤めたら正社員にしてくれる約束だったのに、正社員にはなっていません。勤め先からいきなり「次の契約はできない。次に入る人も決まっている」と言われ、**退職を迫られました。**これって**おかしいのでは?**



相談事例 ②

派遣社員です。先日、派遣先の会社に妊娠したことを報告したら、まだ十分に仕事もできるし、**契約期間の途中なのに、中途解約**されることになってしまいました。夫は契約社員。夫婦ともに非正規なので、**これからの仕事や収入、生活がとても不安です。**



相談事例 ③

これまで市の非常勤職員として、正規職員と一緒に10年以上、学校給食の仕事を続けてきました。ところが、「**これからは上限を5年にする**」と言われ、「**非常勤職員だから**」という理由だけで**市から雇い止め**されてしまいます。「**非常勤職員だから**」って、こんな**軽い扱い、ひどいと思います。**



法律の解説 有期労働契約について、法律ではこんなルールがあります。

期間の定めのある契約(有期労働契約)で働いている場合は
原則、期間の途中で解約することはできません。

契約が繰り返し更新され、**期間の定めのない契約(無期労働契約)**と同じ状態と認められる場合、**安易に「雇い止め」できません。**

「解雇」と同じように、「**客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合**」、**原則、その雇い止めは無効です。**

また、有期労働契約で働く人と無期労働契約で働く人の間で、**期間の定めがあることを理由とした不合理な労働条件の違いは法律で禁止されています**(※一部、例外もあります)。



いずれも実際の内容によります。

ただいま全国で
2014春季生活闘争中!
すべての働く者の**処遇を改善し、
底上げ・底支え・格差是正を
実現しよう!**
~今こそ賃上げ、デフレから脱却~



連合は、**正規も非正規も、
すべての働く人の均等・均衡待遇の
実現に向けて取り組んでいます。**

秘密
厳守

シゴトのことで不安なら 迷わず「行こうよ連合に」

「相談ダイヤル」実施日 ⇨ 2月5日(水)~7日(金) 10:00~19:00

年度末直前 解雇・雇い止めトラブル
連合なんでも労働相談



いこうよれんごうに
0120-154-052

【上記の実施日以外も受け付けています】